（解散の届出）

第五十三条　法第四十条第四項の届出は、前条各号の事項を記載した書面及び定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証明する書面を添えた届出書を提出して行なわなければならない。

（残余財産の帰属の認可の申請）

第五十四条　法第四十二条第二項又は第三項の認可の申請は、次の事項を記載した書面を添えた申請書を管轄都道府県知事に提出して行なわなければならない。

一・二　（略）

別表第二（第十条関係）

普通課程の普通職業訓練

一～四　（略）

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間（単位は時間とする。）	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
（略）						
二　金属材料系	鉄鋼科	（略）	一　系基礎 1　学科　（略） 2　実技　（略） 二　専攻　（略）	（略） 二一〇 （略）	（略）	（略）
	鋳造科	（略）	一　系基礎 1　学科　（略） 2　実技　（略） 二　専攻　（略）	（略） 二一〇 （略）	（略）	（略）
	鍛造科	（略）	一　系基礎 1　学科　（略） 2　実技　（略） 二　専攻　（略）	（略） 二一〇 （略）	（略）	（略）
	熱処理科	（略）	一　系基礎 1　学科　（略） 2　実技　（略） 二　専攻　（略）	（略） 二一〇 （略）	（略）	（略）

（解散の届出）

第五十三条　法第四十条第三項の届出は、前条各号の事項を記載した書面及び定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証明する書面を添えた届出書を提出して行なわなければならない。

（残余財産の帰属の認可の申請）

第五十四条　法第四十一条第二項又は第三項の認可の申請は、次の事項を記載した書面を添えた申請書を管轄都道府県知事に提出して行なわなければならない。

一・二　（略）

別表第二（第十条関係）

普通課程の普通職業訓練

一～四　（略）

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間（単位は時間とする。）	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
（略）						
二　金属材料系	鉄鋼科	（略）	一　系基礎 1　学科　（略） 2　実技　（略） 二　専攻　（略）	（略） 二〇〇 （略）	（略）	（略）
	鋳造科	（略）	一　系基礎 1　学科　（略） 2　実技　（略） 二　専攻　（略）	（略） 二〇〇 （略）	（略）	（略）
	鍛造科	（略）	一　系基礎 1　学科　（略） 2　実技　（略） 二　専攻　（略）	（略） 二〇〇 （略）	（略）	（略）
	熱処理科	（略）	一　系基礎 1　学科　（略） 2　実技　（略） 二　専攻　（略）	（略） 二〇〇 （略）	（略）	（略）